

株 主 各 位

東大阪市角田二丁目1番36号
株 式 会 社 ア テ ク ト
代表取締役社長 小 高 得 央

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2017年6月27日（火曜日）午後5時30分（営業時間終了時）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 大阪府大阪市北区梅田一丁目8番8号
ヒルトン大阪4F 金閣華の間
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.atect.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善がみられるなど、緩やかな景気回復基調にあるものの、個人消費は伸び悩み、中国経済の減速や英国のEU離脱、米国の政権交代等、海外経済の不安要素も高まり、先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループではP I M（パウダー・インジェクション・モールドディング）事業における自動車用ターボ部品、ベアリング用セラミックスボールなどの量産体制構築を目的とした敷地面積約29,000坪（旧本社工場の16倍）、工場面積約5,800坪の新社屋・新工場を滋賀県東近江市に取得し、全生産部門及び本社機能全ての移管を決定し、全事業の営業活動に支障（納期遅延や品質トラブル等）をきたすことなく、わずか11ヶ月という短期間での新社屋・新工場の立ち上げ、全部門の移管を完了いたしました。次連結会計年度より、新社屋・新工場にて既存事業の営業活動をスタートさせるとともにP I M事業の発展、拡大に注力してまいります。

当連結会計年度における売上高は、上半期の円高による半導体資材事業の売上高期首計画の未達、堅調であったP I M事業の材料販売の抑制（当社高性能バインダーを販売することで当社がターゲットとする自動車用ターボ部品、セラミックスボール等の市場での競合を防ぐため）等、前期比0.4%の増収で留まりました。一方、売上総利益額1,214百万円（前期比0.9%増）及び売上総利益率48.9%はともに過去最高を更新いたしました。2011年以降の生産変革活動により、円高基調の中でも持続可能な強固なコスト競争力が現場に浸透しつつあります。販売管理費においては、新工場建設、将来の拡大成長戦略に向けた研究開発費の増加、即戦力人材の採用等、1,033百万円（前期比6.8%増）を計上、構造改革以降7期ぶりの費用増となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,483百万円（前期比0.4%増）、営業利益181百万円（前期比23.0%減）、経常利益137百万円（前期比2.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は51百万円（前期比32.8%減）となりました。

※特別損失について

工場移転費用等31百万円を事業構造改善費用として、また旧本社工場建物除却費用26百万円を計上いたしました。旧本社工場のインフラ設備の有効活用等により、大幅な圧縮が可能となり、親会社株主に帰属する当期純利益は業績予想を上回る結果となりました。

セグメントの概況は次のとおりであります。

なお、セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

【P I M（パウダー・インジェクション・モールドィング）事業】

当連結会計年度に入り、これまで売上高の6割を占めていた材料販売を抑制したことで、7期続いていた増収、増益が第3四半期連結累計期間において24.8%の減収、19.1%の減益となっておりますが、当第4四半期連結会計期間での新規受注、試作開発案件を多数受注したことにより、当連結会計年度売上高は前期比6%減まで圧縮、当連結会計年度営業利益においては過去最高額を更新いたしました。

滋賀新工場P I M製造工程は旧本社工場時の4倍のスペースを有し、メタル系、セラミックス系専用の6部屋の材料製造室と2016年12月に導入した新設の焼結炉を含め、6基全ての移管立ち上げが完了いたしました。随時、発注中の設備を導入してまいります。

大きな進展としましては、ディーゼルエンジン用VG(Variable Geometry)ターボの耐熱ステンレス合金(HK30)製ノズルベーンにおいて、寸法・機械強度・高温特性全てをクリアし、海外大手ターボメーカー、国内大手ターボメーカー2社と具体的な数量、価格、量産開始時期(SOP:Start of Production)の交渉に入り、2020年までの短中期の量産に向けた本格的な検討を開始いたしました。一方で自動車用ターボ部品の試作開発に注力したことでもう1つの柱である窒化ケイ素製セラミックスボールの進展にやや遅れが生じておりますが、多数個取り新金型・全自動トリミングラインが完成し、次連結会計年度以降、新工場に設置するこれら最新鋭の設備で商品化を加速させてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は117百万円(前期比6.0%減)、営業利益42百万円(前期比1.3%増)となりました。

【半導体資材事業】

上半期の円高の影響と韓国生産拠点であるピョンテックに予めから計画のあったSAMSUNG一大生産拠点の進出が早まり、2016年12月に実施した従業員定着のための大幅な賃金アップなど、売上高、営業利益は期首計画未達となりました。一方、売上数量については第3四半期連結累計期間以降4Kテレビの普及率拡大、4Kテレビ対応高品質スペーサーテープによるシェア拡大により、前期比21.6%と大きく伸長しました。次連結会計年度以降も更に大幅なプラス成長が見込まれており、当連結会計年度売上総利益率45.1%を50.0%台に回復させるべく、滋賀工場の早期安定生産の確立を進め、両拠点での原価低減活動を加速させてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は821百万円(前期比3.4%増)、営業利益32百万円(前期比57.9%減)となりました。

【衛生検査器材事業】

培地生産工程は、滋賀工場に建設した最新の無菌クリーンルームにどの部門よりも早く、2017年2月に移管完了し、安定生産に入りました。また、シャーレ生産ラインについても最新鋭のラインを増設、旧本社工場の全ラインを更なる効率化を目的とした改造、オーバーホールを実施、移管立ち上げが完了いたしました。今後は滋賀工場に導入した社内ITシステム部門が独自に開発したコンピューターシステムを有効活用し、併せて従来のテレマーケティングのアウトソーシング先にも導入し、架電件数を大幅に引き上げ、受注拡大に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,559百万円(前期比1.2%減)、営業利益106百万円(前期比8.7%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2,435百万円で、その主なものは次のとおりであります。

PIM事業	焼結炉 等
衛生検査器材事業	シャーレ射出成形設備 等
その他	新本社工場 土地・建物

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第45期 2013年4月1日から 2014年3月31日まで	第46期 2014年4月1日から 2015年3月31日まで	第47期 2015年4月1日から 2016年3月31日まで	第48期(当連結会計年度) 2016年4月1日から 2017年3月31日まで
売 上 高	2,500,375	2,361,824	2,473,974	2,483,147
経 常 利 益	272,925	249,130	140,329	137,180
親会社株主に帰属する当期純利益	145,515	125,950	75,877	51,024
1株当たり 当期純利益(円)	36.24	31.02	18.27	11.99
総 資 産	3,509,314	3,779,989	3,780,164	5,589,710
純 資 産	1,203,653	1,385,720	1,448,773	1,493,037
1株当たり 純資産額(円)	293.45	327.80	330.09	334.68

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)等を適用し、第47期連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としてしております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第45期 2013年4月1日から 2014年3月31日まで	第46期 2014年4月1日から 2015年3月31日まで	第47期 2015年4月1日から 2016年3月31日まで	第48期(当事業年度) 2016年4月1日から 2017年3月31日まで
売 上 高	2,428,247	2,230,271	2,403,436	2,495,826
経 常 利 益	141,461	156,753	85,300	93,243
当 期 純 利 益	108,963	57,093	29,186	12,338
1株当たり 当期純利益(円)	27.14	14.06	7.03	2.90
総 資 産	3,989,348	4,140,884	4,114,195	6,011,959
純 資 産	1,643,101	1,707,776	1,768,592	1,779,204
1株当たり 純資産額(円)	401.89	406.50	405.77	401.24

- (注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当グループでは、新工場建設、将来の拡大成長戦略に向けた研究開発や即戦力人材の採用等の先行投資を早期に回収することが喫緊の課題となっています。

① PIM事業

材料販売を抑制したことにより販売の伸長が鈍化していますが、自動車用ターボ部品やセラミック球事業の早期立上げを加速し販売を拡大してまいります。

② 半導体資材事業

円高及び人件費の増加が収益を圧迫する要因となっていますが、4Kテレビ普及に伴う更なるシェア拡大と徹底したコスト低減で増収増益を進めてまいります。

③ 衛生検査器材事業

架電件数拡大による拡販に向けて新たな仕組みを構築することにより、営業体制を強化し確実なプラス成長に取り組んでまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2017年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
安泰科科技股份有限公司	4,000千NTドル	100.0%	半導体資材事業
株式会社アテクト코리아	5,540百万KRW	100.0%	半導体資材事業
上海昂統快泰商贸有限公司	1,400千円	100.0% (100.0%)	衛生検査器材事業
株式会社アテクトエンジニアリング	10,000千円	100.0%	PIM(パウダー・インジェクション・モールドインク)事業

(注) 1. 「当社の議決権比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

2. 安泰科科技股份有限公司は2014年3月末時点で休眠会社となっております。

3. 安泰科科技股份有限公司は、2017年3月6日付で資本金を29,000千NTドルから4,000千NTドルに減資いたしました。

4. 上海昂統快泰商贸有限公司は、安泰科科技股份有限公司が株式を100%所有しております。

5. アテクト・プログレッシブ・アンド・イノベーション・マニュファクチャリング株式会社は、2016年10月14日付で株式会社アテクトエンジニアリングに社名変更しております。

(7) 主要な事業内容（2017年3月31日現在）

PIM事業 : 粉末射出成形による材料・部品等の製造及び販売

半導体資材事業 : LSI用スペーサーテープ、リーダーテープ等の製造及び販売

衛生検査器材事業 : ディスポーザブル器材、衛生管理用品、衛生管理指導及び教育サービス、遺伝子同定サービス

(8) 主要な営業所及び工場（2017年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社及び工場	東大阪市角田二丁目1番36号
日商安泰科股份有限公司台湾分公司（台湾支店）	中華民国 台北市
株式会社アテクト（韓国支店）	大韓民国 京畿道水原市

② 子会社

名称	所在地
安泰科科技股份有限公司	中華民国 台北市
株式会社アテクトコリア	大韓民国 京畿道平澤市
上海昂統快泰商貿有限公司	中華人民共和國 上海市
株式会社アテクトエンジニアリング	滋賀県 東近江市

(注) 安泰科科技股份有限公司は2014年3月末時点で休眠会社となっております。

(9) 使用人の状況（2017年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
80人	16名増

(注) 上記使用人には、使用人兼務取締役及び臨時使用人（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	58 [13] 人	17名増	39.6歳	4.3年
女子	16 [31] 人	1名増	37.2歳	6.5年
合計又は平均	74 [44] 人	18名増	39.1歳	4.8年

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 使用人数は就業人員であり、使用人数欄の〔 〕内は、パートタイマー、嘱託及び派遣社員の年間平均雇用人数で外数であります。
3. 使用人数増加の主な理由は、新工場設立に伴う業容拡大等によるものであります。

(10) 主要な借入先 (2017年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,913,373
株式会社商工組合中央金庫	427,230
株式会社三菱東京UFJ銀行	311,679
株式会社新生銀行	100,000
株式会社南都銀行	94,450
株式会社池田泉州銀行	88,358
株式会社紀陽銀行	81,694
株式会社日本政策金融公庫	81,420
株式会社りそな銀行	37,500
株式会社滋賀銀行	6,972

(注) 借入金残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題の一つとして考えており、業績の伸長に合わせて、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては1株当たり10円といたします。

2. 会社の株式に関する事項（2017年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,960,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,314,800株（自己株式15,459株を含む）
- (3) 株主数 1,165名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
小 高 得 央	1,864,400	43.36
佐 藤 弘 之	183,500	4.26
MSIP CLIENT SECURITIES	180,900	4.20
株 式 会 社 S B I 証 券	128,600	2.99
岩 橋 陽 介	121,600	2.82
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	117,000	2.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	112,400	2.61
東 ケ 崎 尚 美	106,180	2.46
早 川 満	67,920	1.57
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	50,000	1.16

(注) 持株比率は、自己株式数（15,459株）を控除して算出しており、表示桁数未満は切捨て表記しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日におけるストックオプションとしての新株予約権の状況

- ① 2013年6月25日開催の定時株主総会決議及び2013年8月7日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権
- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数 | 35個
(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の目的である株式の数 | 3,500株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 353円 |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 177円 |
| 新株予約権の権利行使期間 | 2015年8月8日から
2018年8月7日まで |
- ② 2014年6月26日開催の定時株主総会決議及び2014年8月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権
- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数 | 1,150個
(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の目的である株式の数 | 115,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 591円 |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 296円 |
| 新株予約権の権利行使期間 | 2016年8月7日から
2019年8月6日まで |
- ③ 2014年6月26日開催の定時株主総会決議及び2014年8月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第13回新株予約権
- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数 | 115個
(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の目的である株式の数 | 11,500株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 591円 |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 296円 |
| 新株予約権の権利行使期間 | 2016年8月7日から
2019年8月6日まで |

- ④ 2016年8月9日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権
- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数 | 620個
(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の目的である株式の数 | 62,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 904円 |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 452円 |
| 新株予約権の権利行使期間 | 2018年8月10日から
2021年8月9日まで |

・上記のうち取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第12回 (591円)	2016年8月7日から 2019年8月6日まで	1,150個	2名
	第15回 (904円)	2018年8月10日から 2021年8月9日まで	400個	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

区 分	回次(行使価額)	行使期間	個数	交付者数
使用人	第15回 (904円)	2018年8月10日から 2021年8月9日まで	350個	17名
子会社の 役員	第15回 (904円)	2018年8月10日から 2021年8月9日まで	10個	1名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役の状況

当社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小高得央	株式会社アテクト코리아 代表取締役社長 株式会社アテクトエンジニアリング 代表取締役社長 上海昂統快泰商貿有限公司董事長 安泰科科技股份有限公司董事長
専務取締役	香川恵一	株式会社アテクト코리아 取締役 株式会社アテクトエンジニアリング 取締役 安泰科科技股份有限公司董事
取締役	樋野勝秀	—
取締役	清水盛明	ベガスアスミシン製造株式会社 代表取締役会長
常勤監査役	古田芳浩	—
監査役	内海和夫	—
監査役	村木慎吾	村木税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 清水盛明氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 古田芳浩、内海和夫及び村木慎吾の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 古田芳浩氏は、松下電工株式会社において長年にわたって経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 内海和夫氏は、シャープ株式会社及び同社の米国子会社において長年にわたって経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役 古田芳浩、内海和夫の各氏は、東京証券取引所における有価証券上場規程に定める独立役員であります。
 6. 監査役 村木慎吾氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
保山朋子	2016年6月23日	任期満了	監査役

(3) 取締役の地位及び担当等の異動

該当事項はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	報酬等の総額(千円)
取締役	4	117,523
(うち社外取締役)	(1)	(2,250)
監査役	4	11,775
(うち社外監査役)	(3)	(10,275)
計	8	129,298

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の株主総会決議において年額200万円以内（うち社外取締役分年額200万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月24日開催の株主総会決議において年額150万円以内と決議いただいております。
3. 上記取締役の報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額11,673千円を含んでおります。
4. 上記には、2016年6月23日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職の状況	関 係
取締役	清 水 盛 明	ペガサスマシン製造株式会社 代表取締役会長	(注) 1
監査役	村 木 慎 吾	村木税理士事務所 代表	(注) 2

- (注) 1. 取締役 清水盛明氏が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。
2. 監査役 村木慎吾氏が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	清水 盛明	清水氏は、取締役会17回中すべてに出席し、上場会社の代表取締役としての知見に基づき、発言を行っております。
監査役	古田 芳浩	古田氏は、監査役就任以降の取締役会13回及び監査役会14回中すべてに出席し、上場会社における取締役及び監査役としての経験と見識を経営に反映するという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	内海 和夫	内海氏は、取締役会17回及び監査役会18回中すべてに出席し、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	村木 慎吾	村木氏は、取締役会17回及び監査役会18回中すべてに出席し、税理士として培った税務並びに会計・経理に関する知見に基づく専門的な見地を当社の経営に反映するという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項（2017年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

17,200千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17,200千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、㈱アテクト코리아は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結することができる旨の規定を定款第43条に設けておりますが、責任限定契約は締結していません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するための方針として、内部統制システム構築の基本方針を定めており、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ① 取締役は、自ら率先して当社行動規範を遵守・実践し、使用人の模範となるとともに、善良なる管理者の注意をもって会社のため、忠実にその職務を執行する。
- ② すべての取締役、監査役、使用人が法令等の遵守を実現するために「コンプライアンスマニュアル」を制定し、これを当社におけるコンプライアンスの手引きとし、コンプライアンスの周知・徹底を図る。
- ③ コンプライアンス責任者を代表取締役とし、コンプライアンスに関する課題を検討し、リスクを事前に回避するため、コンプライアンス委員会を取締役会内に設置し、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部統制室によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を実施する。
- ④ コンプライアンス委員会内に「内部通報制度運用規程」に定める窓口を設置する。

- ⑤ 当社及び子会社の使用人は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合、「内部通報制度運用規程」に定める窓口で報告・相談をする。但し、「内部通報制度運用規程」に定める窓口で報告・相談することに不都合がある場合は、コンプライアンス担当取締役で報告・相談をする。「内部通報制度運用規程」に定める窓口及びコンプライアンス委員会、或いはコンプライアンス担当取締役は、報告者の秘密を厳守し、報告・相談をしたことによって、報告者に不利益な処遇は一切されない。また、外部からの苦情を受けた場合は、速やかにコンプライアンス担当取締役に報告・相談をする。
- ⑥ 違反者に対しては「懲罰委員会規程」に基づき、制裁を実施するものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項（会社法施行規則第100条第1項第1号）
- ① 当社は、業務上取り扱う情報について、「情報システム運用管理規程」、「営業秘密管理規程」に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備する。
- ② 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に管理する。
- ③ 「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、保存する。
- ④ 取締役及び監査役は、「文書取扱規程」に定めるとおり、常時、これら文書等を閲覧できるものとする。
- ⑤ 情報開示については、「情報開示規程」に基づき、厳格かつ適切に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
- ① 当社は、当社の主要リスクを経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、法令違反リスク、環境保全リスク、製品・サービスの品質リスク、情報セキュリティリスク、災害リスクであると認識し、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。これらのリスクに対応するために、危機管理委員会及び事前評価審議会を設置する。
- ・ 取締役及び使用人は「職務権限規程」に基づき付与された権限の範囲内で事業活動し、その事業活動に伴う損失（リスク）発生の可能性に注意を払い管理する。付与された権限を越える事業活動を行う場合には「稟議決裁規程」等に基づき、全社的に当該事業活動に関する損失（リスク）を管理する。
 - ・ 「印章取扱規程」の改正による印章取扱の厳格化を行い管理を強化する。

- ・ 「コンプライアンスマニュアル」により、コンプライアンス意識の向上に努める。
 - ・ 環境基本法を始めとする環境関連法規を遵守するべく、ISO14001：2004規格に従って構築された環境マネジメントシステムに基づいた運用管理を実施する。
 - ・ ISO9001：2008規格に従って構築された品質マネジメントシステムに基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施する。特に、重要な問題に対しては、品質保証部が主管となり対応し対策を講じる。
 - ・ 「文書取扱規程」、「情報システム運用管理規程」、「営業秘密管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「発明考案取扱規程」を基に、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保することを目的とした情報セキュリティ・ポリシーを策定する。
 - ・ 事故・災害に対しては、営業を継続するために必要な費用は各種損害保険等の加入により不測の事態に備えるほか、法令順守を前提に環境マネジメントシステムも含めて防火・防災組織体制を整備し、定期的に避難訓練と合わせた、防火・防災訓練を実施する。
 - ・ 不正行為に対する牽制のため、社外からの郵送物の内容確認を適宜実施する。
- ② 重大な事故、災害が発生した場合には、事前に設定した緊急マニュアルに沿って行動する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- ① 取締役会は月1度以上開催するほか、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要な意思決定に関して情報交換を行う。
 - ② 当社は、社会経済情勢・業界動向・事業状況を踏まえた経営方針に基づき、必要に応じて中期経営計画を策定し、適宜計画を見直す。中期経営計画は、業務遂行上の基本方針及び中期課題として各本部に周知徹底する。
 - ③ 年次予算は、「予算管理規程」に基づき、決定する。
 - ④ 部門別予算の執行状況及び差異分析の結果は、毎月、取締役会に報告される。
 - ⑤ 基幹システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、効率的に内部統制を進める手段として活用する。

- ⑥ 組織ミッション、個人の役割を明確にし、予算に基づき、全社事業計画から組織目標、更には個人目標まで一貫性を持った成果責任目標を設定するとともに、職務遂行・成果達成に必要な能力・行動特性であるコンピテンシー目標を設定し、これらの目標の達成度評価に基づいた正社員人事・報酬制度を運用する。
 - ⑦ 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部統制室が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- 子会社についても経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保するものとする。国内外の子会社の管理体制を整備し、「子会社管理規程」を定め子会社の状況に応じて適正な指導・監督を行う。また、子会社の取締役は必要に応じて当社の取締役会及び重要なミーティングに参加し適宜適切に業務報告を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号)
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
 - ② 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。
- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ロ 子会社の取締役及び監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
 - ② 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、当社及び子会社の取締役及び使用人に該当書類の提示や説明を求めることができる。
 - ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、監査役に報告する。

- (8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)
内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱の禁止を定めている。
- (9) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行において生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)
取締役及び使用人は、監査役が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)
- ① 代表取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
 - ② 監査役は、内部統制室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
 - ③ 監査役は、監査の実施に当り必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用できる。
 - ④ 取締役並びに使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。また、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役に報告しなければならない。

(11)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制（金融商品取引法第24条の4の4及び第193条の2第2項）

当社及びグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- ① 取締役は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- ② 取締役会は、取締役の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか取締役を監視、監督する。
- ③ 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
- ④ 内部統制室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を取締役並びに取締役会に提唱する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の内部統制システムの基本方針に基づき、当社は具体的な取り組みを実施するとともに、その実効性につき内部統制室が評価し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また、人事・総務部及び内部統制室が中心となり、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを実施しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,373,902	流 動 負 債	3,224,749
現金及び預金	489,807	支払手形及び買掛金	333,280
受取手形及び売掛金	407,826	短期借入金	1,750,000
商品及び製品	163,726	一年内返済予定の長期借入金	524,156
仕掛品	17,755	リース債務	22,519
原材料及び貯蔵品	175,935	未払金	99,183
繰延税金資産	35,939	未払法人税等	11,687
その他	83,190	賞与引当金	36,283
貸倒引当金	△279	設備関係支払手形	392,711
固 定 資 産	4,215,807	その他	54,926
有 形 固 定 資 産	4,007,191	固 定 負 債	871,924
建物及び構築物	515,261	長期借入金	868,520
機械装置及び運搬具	560,491	繰延税金負債	154
土地	2,035,667	その他	3,249
建設仮勘定	843,461	負 債 合 計	4,096,673
その他	52,308	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	109,698	株 主 資 本	1,466,774
その他	109,698	資本金	757,744
投 資 そ の 他 の 資 産	98,917	資本剰余金	677,744
投資有価証券	3,016	利益剰余金	38,812
繰延税金資産	75,848	自己株式	△7,527
その他	20,818	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△27,868
貸倒引当金	△765	その他有価証券評価差額金	1,175
		為替換算調整勘定	△29,043
		新 株 予 約 権	54,131
		純 資 産 合 計	1,493,037
資 産 合 計	5,589,710	負 債 純 資 産 合 計	5,589,710

連結損益計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,483,147
売上原価		1,268,826
売上総利益		1,214,320
販売費及び一般管理費		1,033,049
営業利益		181,270
営業外収益		
受取利息	998	
受取賃貸料	2,125	
物品受贈益	2,500	
補助金収入	10,000	
その他	5,157	20,780
営業外費用		
支払利息	18,752	
減価償却費	12,468	
為替差損	28,579	
その他	5,071	64,871
経常利益		137,180
特別利益		
新株予約権戻入益	3,289	
有償減資払戻差益	23,116	26,405
特別損失		
事業構造改善費用	31,770	
固定資産除却損	26,490	
製品補償損失	11,950	
その他	3,996	74,209
税金等調整前当期純利益		89,376
法人税、住民税及び事業税	17,250	
法人税等調整額	21,102	38,352
当期純利益		51,024
親会社株主に帰属する当期純利益		51,024

連結株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2016年4月1日残高	737,645	657,645	30,045	△7,425	1,417,910
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	20,099	20,099			40,198
剰余金の配当			△42,257		△42,257
親会社株主に帰属する当期純利益			51,024		51,024
自己株式の取得				△102	△102
自己株式の処分					—
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	20,099	20,099	8,766	△102	48,863
2017年3月31日残高	757,744	677,744	38,812	△7,527	1,466,774

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	その他の包括利益累計額合計		
2016年4月1日残高	971	△24,009	△23,038	53,901	1,448,773
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					40,198
剰余金の配当					△42,257
親会社株主に帰属する当期純利益					51,024
自己株式の取得					△102
自己株式の処分					—
自己株式処分差損の振替					—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	203	△5,034	△4,830	230	△4,599
連結会計年度中の変動額合計	203	△5,034	△4,830	230	44,263
2017年3月31日残高	1,175	△29,043	△27,868	54,131	1,493,037

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数4社

連結子会社の名称

安泰科科技股份有限公司、(株)アテクトコリア、上海昂統快泰商貿有限公司、(株)アテクトエンジニアリング

② 非連結子会社名

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. たな卸資産

商品及び製品 … 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品 … 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 … 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～40年
機械装置及び運搬具	2年～10年

- ロ. 無形固定資産 … 定額法
 (リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- イ. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 連結子会社のうち、上海昂統快泰商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の3月31日現在で仮決算を行いその計算書類を使用しております。
 なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- ロ. 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 2016年6月17日）を当連結会計年度に適用し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響額はありません。

(5) 会計上の見積りの変更

(耐用年数の変更)

当社の有形固定資産の工具、器具及び備品のうち一部の金型について、当連結会計年度より耐用年数を変更しております。この変更は、当該資産の物理的寿命、製品ライフサイクルを総合的に勘案し、より実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に変更するものです。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ19百万円増加しております。

(6) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	268,571千円
土地	2,028,426千円
建設仮勘定	474,188千円
計	2,771,186千円

担保に係る債務

短期借入金	1,500,000千円
一年内返済予定の長期借入金	173,342千円
長期借入金	440,031千円
計	2,113,373千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,463,085千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	4,241,100	73,700	—	4,314,800

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 73,700株

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	15,347	112	—	15,459

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 112株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2016年5月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	42,257	10.00円	2016年 3月31日	2016年 6月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2017年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	42,993	10.00円	2017年 3月31日	2017年 6月29日

(4) 新株予約権等に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	72,200	137,500	79,700	130,000

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主にPIM、半導体資材や衛生検査器材等の製造販売事業を行うための事業計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	489,807	489,807	—
(2) 受取手形及び売掛金	407,826	407,826	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,016	3,016	—
(4) 支払手形及び買掛金	(333,280)	(333,280)	—
(5) 短期借入金	(1,750,000)	(1,750,000)	—
(6) 未払金	(99,183)	(99,183)	—
(7) 未払法人税等	(11,687)	(11,687)	—
(8) 設備関係支払手形	(392,711)	(392,711)	—
(9) 長期借入金	(1,392,676)	(1,395,033)	2,357
(10) リース債務	(22,519)	(22,519)	—

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等、並びに(8) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）

時価については、元利金の合計額を同様の借入を新規に行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) リース債務

時価について、同様のリース取引を新規に行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定した結果、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	334円68銭
1株当たり当期純利益	11円99銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,262,624	流 動 負 債	3,362,690
現金及び預金	414,703	支払手形	200,105
受取手形	13,532	買掛金	283,175
売掛金	441,741	短期借入金	1,750,000
商品及び製品	132,155	一年内返済予定の長期借入金	524,156
仕掛品	8,045	リース債務	22,519
材料及び貯蔵品	146,761	未払金	89,372
前払費用	9,827	未払費用	17,995
短期貸付金	11,176	未払法人税等	11,508
未収入金	4,054	未払消費税等	579
繰延税金資産	30,023	預り金	5,860
その他の資産	50,937	賞与引当金	36,283
貸倒引当金	△334	設備関係支払手形	392,711
固 定 資 産	4,749,335	その他の負債	28,421
有形固定資産	3,845,999	固 定 負 債	870,065
建物	359,221	長期借入金	868,520
構築物	3,300	長期預り保証金	1,080
機械及び装置	546,322	長期未払金	465
車両運搬具	8,847	負 債 合 計	4,232,755
工具器具備品	49,178	(純資産の部)	
土地	2,035,667	株 主 資 本	1,723,897
建設仮勘定	843,461	資本金	757,744
無形固定資産	109,698	資本剰余金	677,744
ソフトウェア	88,185	資本準備金	677,744
電話加入権	1,176	利益剰余金	295,935
その他の資産	20,336	利益準備金	2,200
投資その他の資産	793,637	別途積立金	202,593
投資有価証券	3,016	繰越利益剰余金	91,141
関係会社株	585,190	自 己 株 式	△7,527
出資金	1	評価・換算差額等	1,175
長期貸付金	111,300	その他有価証券評価差額金	1,175
繰延税金資産	77,004	新 株 予 約 権	54,131
保険積立金	17,605		
差入保証金	1,095		
破産更生債権等	765		
貸倒引当金	△2,341	純 資 産 合 計	1,779,204
資 産 合 計	6,011,959	負 債 純 資 産 合 計	6,011,959

損 益 計 算 書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,495,826
売上原価		1,386,811
売上総利益		1,109,015
販売費及び一般管理費		990,102
営業利益		118,912
営業外収益		
受取利息	3,816	
受取配当金	77	
受取手数料	265	
受取賃貸料	12,393	
補助金の収入	10,000	
その他	7,322	33,874
営業外費用		
支払利息	18,752	
減価償却費	15,114	
為替差損	19,631	
その他	6,045	59,544
経常利益		93,243
特別利益		
固定資産売却益	5,371	
新株予約権戻入益	3,289	
有償減資払戻差益	23,116	31,776
特別損失		
事業構造改善費用	31,770	
固定資産除却損	26,490	
製品補償損失	11,950	
その他	11,049	81,262
税引前当期純利益		43,757
法人税、住民税及び事業税	14,478	
法人税等調整額	16,941	31,419
当期純利益		12,338

株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
2016年4月1日残高	737,645	657,645	—	657,645	2,200	202,593	121,060	325,854
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	20,099	20,099		20,099				
剰余金の配当							△42,257	△42,257
当期純利益							12,338	12,338
自己株式の取得								
自己株式の処分								
自己株式処分差損の振替								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	20,099	20,099	—	20,099	—	—	△29,918	△29,918
2017年3月31日残高	757,744	677,744	—	677,744	2,200	202,593	91,141	295,935

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2016年4月1日残高	△7,425	1,713,720	971	971	53,901	1,768,592
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		40,198				40,198
剰余金の配当		△42,257				△42,257
当期純利益		12,338				12,338
自己株式の取得	△102	△102				△102
自己株式の処分						—
自己株式処分差損の振替						—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			203	203	230	434
事業年度中の変動額合計	△102	10,177	203	203	230	10,611
2017年3月31日残高	△7,527	1,723,897	1,175	1,175	54,131	1,779,204

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時 価 の あ る も の ……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② たな卸資産

商 品 及 び 製 品 ……移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕 掛 品 ……移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品 ……主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～40年
機械及び装置	3年～10年

② 無形固定資産

… 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 2016年6月17日）を当事業年度に適用し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響額はありません。

(6) 会計上の見積りの変更

（耐用年数の変更）

当社の有形固定資産の工具、器具及び備品のうち一部の金型について、当事業年度より耐用年数を変更しております。この変更は、当該資産の物理的寿命、製品ライフサイクルを総合的に勘案し、より実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に変更するものです。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ19百万円増加しております。

(7) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	268,571千円
土地	2,028,426千円
建設仮勘定	474,188千円
計	2,771,186千円

担保に係る債務

短期借入金	1,500,000千円
一年内返済予定の長期借入金	173,342千円
長期借入金	440,031千円
計	2,113,373千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 1,320,340千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権……………	47,826千円
長期金銭債権……………	111,300千円
短期金銭債務……………	153,357千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）……………	162,166千円
営業取引（支出分）……………	242,705千円
営業取引以外の取引（収入分）……………	13,286千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	15,347	112	—	15,459

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 112株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

流動資産

賞与引当金	11,135千円
未払事業所税	1,440千円
たな卸資産評価損	6,059千円
繰越欠損金	5,842千円
その他	5,546千円
計	30,023千円

固定資産

減価償却費	1,337千円
未払退職金	141千円
減損損失累計額	6,437千円
貸倒引当金	39,581千円
関係会社株式評価損	2,148千円
固定資産除却損	8,069千円
繰越欠損金	75,200千円
計	132,916千円

繰延税金資産小計	162,939千円
評価性引当額	△55,396千円
繰延税金資産合計	107,542千円

(繰延税金負債)

固定負債

その他有価証券評価差額金	514千円
繰延税金負債合計	514千円
差引：繰延税金資産の純額	107,027千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%
住民税均等割	6.5%
評価性引当額の増加	27.8%
新株予約権	8.3%
外国税額控除	3.0%
試験研究費の特別控除	△6.2%
その他	△0.7%
<hr/> 税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> 71.8%

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任	事業上の関係				
子会社	株式会社 アテクト コリア	直接 100.0%	2人	製品・原材料の 販売及び仕入、資金の 貸付、営業業務の受託、 役務提供	製品・原材料の 販売等 (注1)	120,571	売掛金	41,563
							未収入金	—
					製品・原材料等の 購入 (注1)	157,632	買掛金	98,702
					利息の受取 (注2)	900	未収収益	—
				経営指導料 等 (注4)	25,907	売掛金	1,400	
子会社	株式会社ア テクトエン 지니어リング	直接 100.0%	2人	製品・原材料の 販売及び仕入、資金の 貸付、管理業務の受託、 施設・設備の貸付、役 務提供	商品・原材料等の 購入 (注1)	54,805	買掛金	53,356
					資金の貸付 (注2)	—	長期貸付金	110,000
					利息の受取 (注2)	2,097	未収収益	—
					施設・設備 使用料の受取 (注3)	10,268	未収入金	—
					業務委託料 等 (注4)	15,687	売掛金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 売上及び仕入等については、市場価格等を勘案して決定しております。
(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
(注3) 施設・設備使用料については、市場価格及び総原価等を勘案して決定しております。
(注4) 経営指導料及び業務委託料等については、業務の内容を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	401円24銭
1株当たり当期純利益	2円90銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月23日

株式会社アテクト

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 坂東 和宏 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 富田 雅彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アテクトの2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アテクト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月23日

株式会社アテクト
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 坂東和宏 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 富田雅彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アテクトの2016年4月1日から2017年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、監査役会において審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月30日

株式会社 アテクト	監査役会
常勤社外監査役	古田 芳 浩 ㊟
社外監査役	内海 和 夫 ㊟
社外監査役	村木 慎 吾 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業規模の拡大及び事業内容の多様化に対応するため、滋賀県東近江市に本店を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものであります。

2. 変更の内容

（下線部は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大阪府東大阪市</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>滋賀県東近江市</u> に置く。

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役小高得央、香川恵一、樋野勝秀、清水盛明の4氏は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数 (株)
1	小 高 得 央 (1962年6月17日)	1986年4月 三井物産㈱入社 1995年1月 消滅会社㈱フルステリ 代表取締役社長就任 1997年3月 大日実業㈱ (現当社) 代表取締役社長就任 (現任) 1997年8月 消滅会社大日化成工業㈱ 代表取締役社長就任 2007年5月 ㈱アテクト코리아代表取締役就任 (現任) 2010年1月 アテクト・プログレッシブ・アンド・イノヴェイティブ・マニュファクチャリング㈱ (現㈱アテクトエンジニアリング) 代表取締役社長就任 (現任) 2010年8月 上海昂統快泰商貿有限公司董事長就任 (現任) 2010年11月 安泰科科技股份有限公司董事長就任 (現任)	1,864,400
[取締役候補とした理由] これまで当社の代表取締役社長として長年経営に携わっており、経営に関する豊富な経験と高い見識を兼ね備えております。また、強いリーダーシップと決断力のもと当社を牽引してきた実績と、当社の発展及び取締役会のさらなる機能強化に資するため引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数 (株)
2	香川 恵一 (1962年7月31日)	1985年4月 日本ビクター㈱入社 1989年4月 太陽誘電㈱ 総合研究所入社 2006年7月 同社子会社㈱ザッツ福島 代表取締役就任 2010年11月 同社 記録メディア事業本部 部長就任 2011年4月 当社入社 生産技術ディヴィジョン リーダー就任 安泰科科技股份有限公司董事就任 (現任) ㈱アテクト코리아取締役就任 (現任) 2012年2月 アテクト・プログレッシブ・アンド ・イノヴェイティブ・マニュ ファクチャリング㈱ (現㈱アテクト エンジニアリング) 取締役就任 (現任) 2012年6月 取締役就任 2013年6月 専務取締役就任(現任)	5,000
[取締役候補とした理由] 上場会社である太陽誘電株式会社在职時から技術分野および事業全般の運営に携わって きた豊富な経験と見識を有しており、当社入社後も専務取締役として経営全般において強 いリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役として選任をお願いするもの であります。			
3	樋野 勝 秀 (1945年1月8日)	1963年4月 松下電器産業㈱入社 1991年6月 松下マイクロ電池㈱取締役就任 1999年6月 松下電池工業㈱取締役就任 2000年4月 松下電器産業㈱副理事就任 2003年5月 当社入社工場長就任 2003年9月 取締役工場長就任 2007年6月 取締役就任(現任)	-
[取締役候補とした理由] 上場会社である松下電池工業株式会社等に在职時から経営全般に携わってきた豊富な経 験と見識を有しており、当社入社後は製造分野全般を統括してきた経験と取締役として経 営全般においての豊富な職務経験から、引き続き取締役として選任をお願いするものであ ります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数 (株)
4	清水盛明 (1944年7月14日)	1968年4月 ㈱住友銀行入行 1996年1月 同行支店第一部部长就任 1997年6月 ペガサスミシン製造㈱取締役就任 1999年6月 同社常務取締役就任 2001年6月 同社専務取締役就任 2008年4月 同社代表取締役社長就任 2014年6月 当社取締役就任(現任) 2015年4月 ペガサスミシン製造㈱ 代表取締役会長就任(現任)	—
[社外取締役候補とした理由] 上場会社であるペガサスミシン製造株式会社の代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 清水盛明氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 清水盛明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
 4. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第29条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。清水盛明氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 所有する当社株式の数は2017年3月31日時点のものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもちまして、監査役村木慎吾氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出にあたりましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数 (株)
草地邦晴 (1968年7月11日)	1997年4月 御池総合法律事務所入所 2001年4月 同事務所パートナー就任(現任)	—
〔社外監査役候補とした理由〕 弁護士としての専門的な知識及び経験を当社の監査体制に活かしていただくことができると考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 草地邦晴氏は、社外監査役候補者であります。
なお、草地邦晴氏が原案通り選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第39条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。本議案が原案どおり承認された場合には、草地邦晴氏との間で、賠償責任の限度額を法令が定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 所有する当社株式の数は2017年3月31日時点のものであります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪府大阪市北区梅田一丁目 8 番 8 号
ヒルトン大阪 4 F 金閣華の間
T E L 06-6347-7111 (代表)



J R大阪駅から徒歩 2 分

※なお当日のご来場につきましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。